

## 消費者政策会議について

### 1. 概要

消費者政策会議は、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第27条に基づいて設置され、

- ① 消費者基本計画の案の作成
- ② 消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関する審議
- ③ 消費者政策の推進、実施の状況の検証・評価・監視

に関する事務をつかさどる。

### 2. 組織

消費者政策会議は、会長及び委員をもって組織される。

会長：内閣総理大臣

委員：内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）

内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府特命担当大臣  
のうちから、内閣総理大臣が指定する者

## 消費者政策会議 構成員

会長 内閣総理大臣

委員 内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣

総務大臣

法務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

復興大臣

国家公安委員会委員長

公正取引委員会委員長

内閣総理大臣が  
指定する者

## これまでの消費者政策会議の開催状況

**第1回消費者政策会議** 平成16年9月10日 (持ち回り)  
(消費者基本計画の案の作成方針について等について)

○**第2回消費者政策会議** 平成17年4月5日 (開催)  
(消費者基本計画の案について)

**第3回消費者政策会議** 平成18年3月14日 (持ち回り)  
(消費者政策会議関係委員会議の規程の改定について)

**第4回消費者政策会議** 平成18年7月26日 (持ち回り)  
(消費者基本計画の検証・評価・監視について)

**第5回消費者政策会議** 平成19年7月3日 (開催)  
(消費者基本計画の検証・評価・監視について)

**第6回消費者政策会議** 平成20年7月25日 (開催)  
(消費者基本計画の検証・評価・監視等について)

○**第7回消費者政策会議** 平成22年3月30日 (開催)  
(新たな「消費者基本計画」の案について)

**第8回消費者政策会議** 平成23年7月8日 (持ち回り)  
(消費者基本計画の検証、評価及び見直しについて)

**第9回消費者政策会議** 平成24年7月20日 (開催)  
(消費者基本計画の検証、評価及び見直しについて)

**第10回消費者政策会議** 平成25年6月28日 (持ち回り)  
(消費者基本計画の見直しについて)

**第11回消費者政策会議** 平成26年6月27日 (持ち回り)  
(消費者基本計画の見直しについて)

○**第12回消費者政策会議** 平成27年3月24日 (持ち回り)  
(新たな「消費者基本計画」の案及び工程表について)

**第13回消費者政策会議** 平成28年7月19日 (持ち回り)  
(消費者基本計画工程表改定について)

(注) ゴシックは、実開催した会議

○は、最初の基本計画の決定と5年ごとの全面改定を行った会議

## 参照条文

### 【消費者基本法（昭和43年法律第78号、平成24年法律60号改正）（抄）】

#### （消費者政策会議）

**第二十七条** 内閣府に、消費者政策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 消費者基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、消費者政策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

3 会議は、次に掲げる場合には、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

- 一 消費者基本計画の案を作成しようとするとき。
- 二 前項第二号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行うとするとき。

**第二十八条** 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の二の規定により置かれた特命担当大臣
- 二 内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣（前号の特命担当大臣を除く。）のうちから、内閣総理大臣が指定する者

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）（抜粋）

### 第1章～第4章（略）

#### 第5章 計画の効果的な実施

1 （略）

##### 2 計画の検証・評価・監視

本計画を実効性のあるものとするためには、本計画に基づく施策の実施状況については、十分な検証・評価・監視を行うことが重要である。

そのため、消費者基本法に基づき、毎年度、消費者庁が関係府省庁等の協力を得て、本計画に基づく施策の実施状況について報告を取りまとめ、政府として国会に提出する。

消費者委員会は、消費者行政全般に対する監視機能を最大限に発揮しつつ、本計画に基づく施策の実施状況について、隨時確認し、KPIも含めて検証・評価・監視を行う。

消費者政策会議は、施策の実施状況の検証・評価・監視を行い、消費者委員会の意見を聴取した上で、1年に1回は工程表を改定し、必要な施策の追加・拡充や整理、実施状況に応じた施策の実施時期の見直し（前倒しを含む。）等を行う。

さらに、施策の実施状況の検証・評価・監視において、消費者を取り巻く環境や課題、取り組むべき施策の内容等に大きな変化があると考えられる場合には、消費者委員会の意見を聴取した上で、必要に応じて本計画の改定を行う。

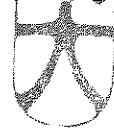
なお、施策の実施状況の検証・評価・監視を行うに際しては、消費者団体、事業者団体、地方公共団体等へのアンケートやヒアリング、意見交換会等により意見を聴取するほか、消費者等からの意見募集を行い、消費者等の意見の的確な反映を図る。

- 消費者基本計画は、消費者基本法第9条に基づき、①長期的に講すべき消費者政策の大綱及び②消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項を定め、閣議決定するもの。
- 平成27年3月24日に、平成27年度以降の5か年を対象とする第3期消費者基本計画を策定。
- 関係省庁等が講すべき具体的施策の取組予定等については、工程表を取りまとめており、消費者基本計画に基づく施策の実施状況について、工程表に基づき検証・評価・監視を行う。1年に1回は工程表を改定（消費者政策会議（※）において決定）。

※消費者基本法第27条及び第28条に基づき設置。会長は内閣総理大臣、全府省庁の大臣と公正取引委員会委員長で構成。

## 5年間で取り組むべき施策の構成

① 消費者の安全の確保	② 表示の充実と信頼の確保	③ 適正な取引の実現	④ 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成	⑤ 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備	⑥ 消費者行政の体制整備
(1)事故の未然防止 (2)事故等の情報収集と発生・拡大防止 (3)原因究明調査と再発防止 (4)食品の安全性の確保	(1)景品表示法の普及啓発・厳正な運用 (2)商品・サービスに応じた表示の普及・改善 (3)食品表示による適正な情報提供・関係法令の厳正な運用	(1)横断的な法令の厳正な執行、見直し (2)商品・サービスに応じた取引の適正化 (3)情報通信技術の進展に対応した取引の適正化 (4)犯罪の未然防止・取締り (5)規格・計量の適正化	(1)政策の透明性確保と消費者意見の反映 (2)消費者教育の推進 (3)消費者団体、事業者・事業者団体等の取組の支援・促進 (4)公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保 (5)環境に配慮した消費行動等の推進	(1)被害救済、苦情処理、紛争解決の促進 (2)高度情報通信社会の進展への対応 (3)グローバル化の進展への対応	(1)国の組織体制の充実・強化 (2)地方における体制整備

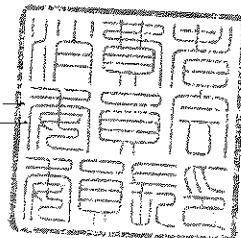


府消委第144号  
平成29年6月8日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上正二



「消費者基本計画工程表」の改定に係る消費者委員会の意見聴取  
について（意見）

平成29年6月6日付け消政策第353号をもって当委員会に意見を求めた「消費者基本計画」（平成27年3月24日閣議決定）に基づく工程表の改定案については、消費者基本法の趣旨に鑑み妥当であり、その旨回答する。